

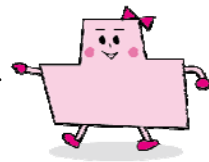
令和 2 年度

二次募集

「いしかわこどもの未来創造まちづくり事業」募集

～ 子どもたちといっしょにまちづくり ～

子どもたちは、未来のまちを支える大切な一員です。
皆さんの地域のまちづくり活動（まちづくり学習）に対して
活動費用を 100%助成します。



●応募期間【二次募集】令和 2 年 6 月 8 日 (月) ～同年 6 月 30 日 (火) まで

※今年度は、締切日を過ぎても、状況により申請を受け付ける場合があります。
まずはお気軽にご相談ください！

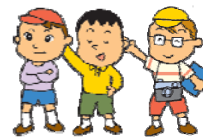
●応募条件と対象活動

1. 県内 11 市（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市）のいずれかに活動拠点をおき、活動していること
2. 規約等を定めて継続的に活動していること
3. 県内在住または在勤者が活動の主体であること
4. 子どもたち（小学生、中学生、高校生）が主として参加する活動であること
5. 子どもたちが、まち（まちづくり）を知り・考える活動であること
6. 参加する子どもたちが 10 名程度以上であること
7. 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助や支援を受けている事業でないこと
8. 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 1 月 31 日の間に開催する活動であること



●助成金額（予定）

- ステップアップ部門：上限 30 万円 × 1 件
設立より 3 年以上経過した団体や他団体と連携し活動する団体などが、さらに活動規模を広げるための支援
- チャレンジ部門：上限 10 万円 × 2 件
活動初期段階の団体が新たな活動にチャレンジする場合や、継続団体が新たな活動を始めるための支援



●対象となる経費

1. 活動を行うのに必要な経費（外部講師への謝金や旅費など）
広報に要する経費（印刷費など）
イベント開催に必要な経費（資料作成、消耗品など）
2. その他、当センターが必要と認める経費
3. 備品の購入（PC やプロジェクター等）や既存イベントに対する費用の補填は、対象となりません



■ 応募方法

下記申請書類一式を、(公財)いしかわまちづくり技術センターまでご持参いただくか、郵送または電子メールでご提出ください。申請書様式はホームページからもダウンロードできます。（提出先は裏面参照）

（申請書類）

- * 「いしかわこどもの未来創造まちづくり事業実施申請書」（第 1 号様式）
- * 「申請団体概要書」（第 2 号様式）
- * 添付書類（規約または会則、会員名簿、過去の活動資料）



■ 募集要項詳細

主 旨	<p>～子どもたちといっしょにまちづくり～</p> <p>子どもたちがまちに興味を持ち、まちを支える大切な一員として自覚を持つことが、まちの未来を考えるうえで肝要です。</p> <p>皆さんの地域で開催する子どもたちのためのまちづくり活動（まちづくり学習）に対して、（公財）いしかわまちづくり技術センターが活動費用を100%助成します。</p>
応募期間 （二次募集）	<p>令和2年6月8日（月）～同年6月30日（火）まで</p> <p>※今年度は、締切日を過ぎても、状況により申請を受け付ける場合があります。まずはお気軽にご相談ください！</p>
応募できる団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内11市（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市）のいずれかに活動拠点をおき活動していること ・ 規約等を定めて継続的に活動していること ・ 県内在住または在勤者が活動の主体であること ・ 過去に助成を2回受けたことが無い団体であること ・ 民間企業からの応募については、地域団体等との共催による連名申請であること
助成対象となる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内11市（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市）のいずれかで開催するまちづくり活動 ・ 小学生、中学生、高校生が主として参加する活動であること ・ 子どもたちがまち（まちづくり）を知り・考える活動であること ・ 参加する子どもたちが10名程度以上であること ・ 令和2年4月1日～令和3年1月31日の間に開催する活動であること ・ 営利を目的とした活動でないこと
助成金額と支払いについて	<p>上限30万円×1件、上限10万円×2件（予定）</p> <p>採用となった活動について「活動報告書」及び「収支報告書」とあわせて請求書をご提出いただき、活動成果報告会后をもって指定口座に入金させていただきます。（ただし必要があると認められた場合は、額の一部について前払又は概算払を行います）なお、口座をお持ちでない団体は、口座を開設していただくこととなります。</p>
審査方法	<p>書類選考により決定します。ただし、必要に応じて内容等の聞き取りを行います。なお、応募多数の場合は、新規団体・新規活動を優先する場合があります。</p> <p>採用決定通知は7月下旬を予定しております。</p>
選考にあたってのポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に根ざしたまちづくり活動であるか ・ 子どもたちが、まち（まちづくり）を知り・考える活動であるか ・ 助成により今後活動が継続し、発展する可能性があるか ・ 既存の活動の場合は、今年度新たな取り組み内容があるか
活動成果の報告	<p>◇活動報告書などの提出 活動終了後、1ヶ月以内に「活動報告書」及び「収支報告書」を作成し、提出していただきます。収支報告書には、活動費用の内訳を記載し、領収書等の証拠書類を添付していただきます。</p> <p>◇活動成果の報告会 活動内容については、公開の場で活動成果の報告を行っていただきます。 報告会は令和3年2月中旬を予定しています。</p> <p>◇アンケート調査 助成事業等に関するアンケート調査を行う際には、ご協力をお願い致します。</p>

■ お問い合わせおよび提出先

〒920-8214
 金沢市直江南2丁目1番地 石川県直江庁舎3階
 公益財団法人 いしかわまちづくり技術センター
 TEL 076(239)1616
 FAX 076(239)1606
 URL <http://www.machisen.jp/>
 E-mail machisen6@m3.spacelan.ne.jp

電話・メールで
 お気軽にご相談
 ください！



公式フェイスブックページ
 公益財団法人いしかわまちづくり技術センター

